

# 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成30年7月13日

評価者：環境局指定管理者選定評価委員会

## 1. 業務概要

施設名	川崎市王禅寺余熱利用市民施設
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>温水プール、老人休養施設、トレーニングルーム、会議室、レストラン等の施設運営</li> <li>スポーツ、教養講座の開催</li> <li>施設、設備の維持管理</li> </ul>
指定管理者	名称：東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体 代表者：株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役社長 平塚 秀昭 住所：東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号 電話：03-5413-6498
所管課	環境局生活環境部減量推進課（内線：31441）

## 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	施設運営、利用者の安全監視・指導、スポーツ教室等の開催、物品等の市民サービスの提供について、仕様に基づき適正に業務が行われた。また、利用者サービスの向上のため、利用者からの意見等に基づき、トレーニングマシンの増設やレイアウトの変更、スポーツ教室の拡充などを適宜実施しており、利用促進につながる十分な量及び質のサービスを提供している。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するという事業目的を達成するため、温水プールやトレーニングルーム等の施設運営が適切に行われた。運営に当たっては、利用者アンケートを一人ひとりに手渡しを行うなど、積極的にコミュニケーションを図り、その意見を運営に反映するなど利用促進に向けた取り組みを行っており、当初の事業目的を達成している。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	温水プールについては、「プール監視マニュアル」に基づき、利用者の安全を図るとともに、トレーニングルームについては、ワンポイントのストレッチの案内をする等、ケガ防止の取り組みが行われた。また、「BLS研修」をはじめとする各種安全管理に係る研修を実施する等、温水プール、トレーニングルーム、老人休養施設等での安全監視・指導業務について、適切に行われた。 ※BLS（ベーシック・ライフ・サポート）：一次救急救命の略称でAEDの使用だけにとどまらない、急な心肺停止を想定した救命措置。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	どのように多様化する市民ニーズを運営に反映し、更なるサービス向上を図っていくか、また新規利用者の拡充などの改善策を検討していく。

## 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	所管課と指定管理者で毎月実施しているミーティングや施設での現地確認、年度評価結果を受けた改善指導により、業務の履行確認や運営上の課題や廃棄物施策の方向性を共有しながら、全体の方向性解決に向けた協議を行うなど、適宜適切なマネジメントを実施した。

2	制度活用による効果はあったか。	<p>○利用者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度導入前（平成 17 年度）349,988 人</li> <li>・指定管理者制度導入後</li> <li>・第 1 期（平成 18～20 年度平均値）372,388 人</li> <li>・第 2 期（平成 21～25 年度平均値）356,582 人</li> <li>・第 3 期（平成 29 年度利用者数※）377,609 人</li> </ul> <p>指定管理者制度導入前に比べて、利用者数が 1 年あたり 27,621 人増加しており、制度導入の効果が確実に見られる。</p> <p>※平成 26～28 年度は大規模修繕実施により各年度約半年間休館したため、通年開館した平成 29 年度と比較する。</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>○経費・業務範囲・実施方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度導入前（平成 17 年度経費）163,760,610 円</li> <li>・指定管理者制度導入後</li> <li>第 1 期（平成 18～20 年度平均経費）140,758,333 円</li> <li>第 2 期（平成 21～25 年度平均経費）132,819,165 円</li> <li>第 3 期（平成 26～29 年度平均経費）96,393,883 円</li> </ul> <p>第 3 期は H26～H28 にかけて大規模修繕による影響があったものの、H29 年度決算 108,425,251 円と比較しても、確実に経費削減効果が上がっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者サービス向上のため、利用者からの要望等に基づき、トレーニングマシンの増設を行う他、スポーツ・教養等事業の講座数や料金設定について見直す等、制度活用による効果があった。次期においても、積極的に利用者ニーズを把握し、施設の運営に反映させることで、利用者の増加を図っていく。</li> </ul>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>本施設は市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効活用し、地域及び市民への還元を図っている施設である。本施設では、水泳教室や健康づくりに関する事業や地域コミュニティ育成の場としての活用など、多様な取組が可能である。多様化する市民ニーズを捉えながら、事業を改善していくためには、事業運営手法やコストの縮減について一定のノウハウを有する民間の活力を利用していくことが利用者サービス及び本市の行財政事務の観点から最も合理的と考えられることから、引き続き指定管理者制度を活用することが最も望ましいと考えられる。</p>

#### 4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度の導入により、民間事業者のノウハウを生かしたサービス向上及び市の財政負担の軽減を図ることができている。また、施設に係る安全・安心の面においても、適正な運営がなされている。

今後も引き続き利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映するとともに、更なるサービス向上を図り、かつ市の財政負担の軽減を図っていくためには、指定管理者による管理運営を実施していくことが望ましい。

王禅寺余熱利用市民施設と堤根余熱利用市民施設をあわせて指定することで効果的・効率的な運用が出来ているため、第 4 期の指定管理者の公募においても同様に行う。また、平成 35 年度からの堤根処理センターの建替えに伴い余熱の供給が停止することから、堤根余熱利用市民施設に合わせて運営期間を通常の 5 年から 4 年（平成 31 年度～平成 34 年度）とする。